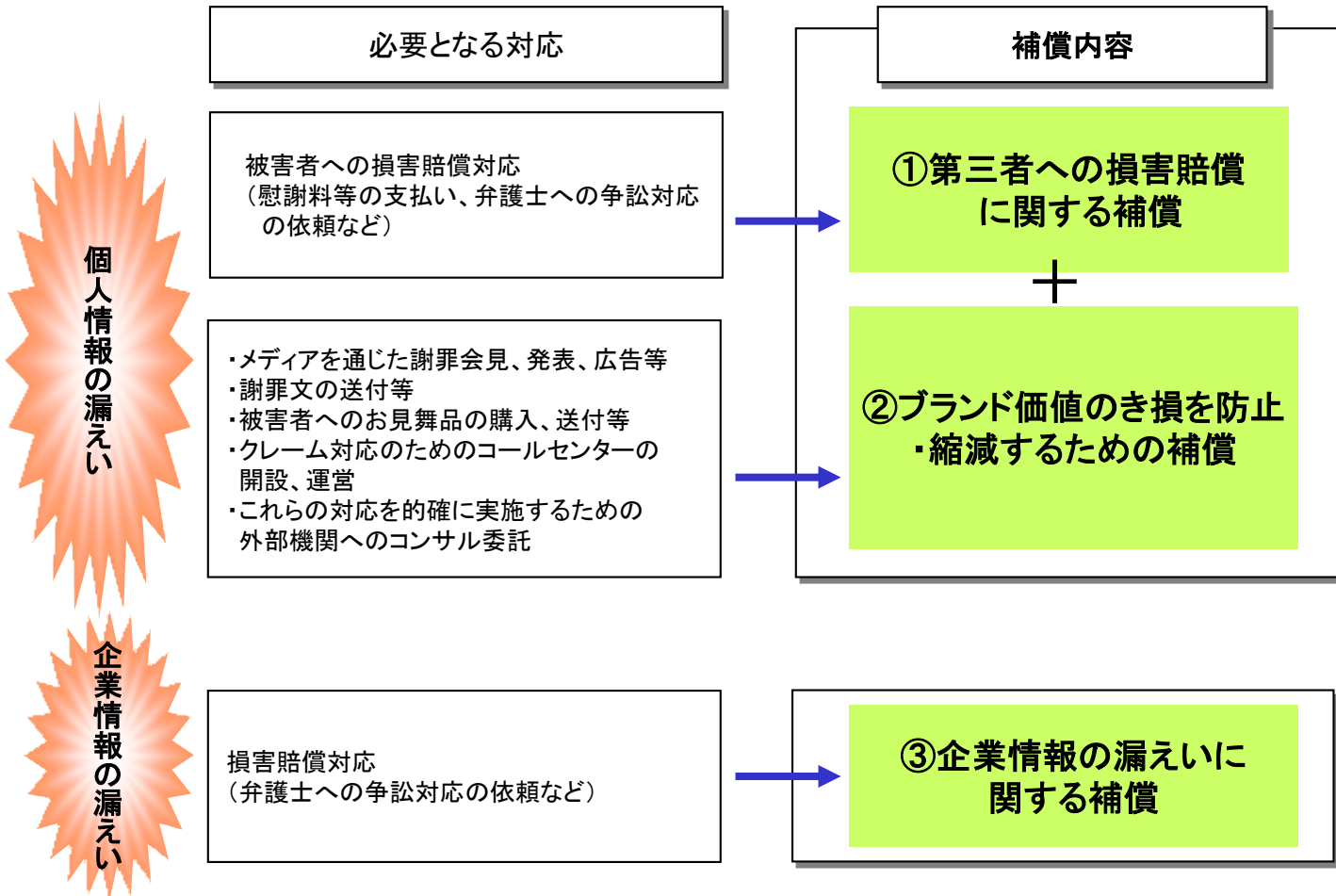


個人情報漏えい保険

(個人情報取扱事業者保険) ※マイナンバーの漏えいも対象

1. 医療機関専用・個人情報漏えい保険(個人情報取扱事業者保険)の構成

医療機関専用・個人情報漏えい保険(個人情報取扱事業者保険)では、医療機関において個人情報の漏えい、またはそのおそれが生じたことにより負担する損害を補償します。



医療機関における個人情報とは

・個人情報とは氏名、生年月日、その他記述等から特定の個人を容易に識別できるものをいいます。

医療機関における個人情報の例

診療記録・処方箋・患者本人情報・家族構成・過去の既往歴(本人、家族とも)・生活習慣・医療費・薬剤の販売記録・要介護度・介護記録・マイナンバー・保険証番号 など

※企業情報とは被保険者が対象業務を遂行するにあたり所有、使用または管理する情報をいいます。ただし個人情報を除きます。

個人情報漏えいした場合に求められる具体的対応

1. 被害者への対応

対応項目	求められる具体的な対応(例)	必要となる費用
1. 見舞品の購入と送付	被害者1名につき、500円の商品券を送付	見舞品代、郵送料、封筒代 など
2. 謝罪訪問	漏えいのきっかけとなる問い合わせをされた被害者(複数)へ訪問のうえ謝罪	人件費、交通費 など
3. 謝罪広告の掲載	新聞(地方版)への広告記事を掲載、また自院のホームページに謝罪ページを作成	新聞への広告掲載費、ホームページ作成費 など
4. 問い合わせ窓口の設置	診療に支障がないように、個別の問い合わせに対応できる専門スタッフを設置	コールセンターの設置費用、相談窓口に常駐する要員の人件費 など
5. 各種対応のためのコンサルティング	地域での信用の低下や風評損害、集団訴訟等の可能性を回避するため、危機管理専門コンサルティング会社と契約	コンサルティング会社への危機管理コンサルティング費用の支払い など

2. 訴訟になったら・・・

損害賠償請求への対応	弁護士への相談とともに、和解金や損害賠償金の支払い	弁護士費用、裁判費用、損害賠償金(損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。) ※示談等でもお支払いの対象となります。
------------	---------------------------	---

3. 個人情報の漏えいに備えた具体的対策

1	プライバシーマーク制度(個人情報の取扱いを適切に行っている民間事業者認定制度)等の認証取得
2	情報セキュリティを確保・維持するためのルール策定
3	従業員教育・定期的な情報セキュリティ監査の実施・入退出管理、施錠管理の徹底
4	個人情報漏えい時の対応手順の作成・漏えい原因究明のための技術的な対策
★5	万が一に備えた保険加入

個人情報漏えい保険商品内容

1. 第三者への損害賠償に関する補償 偶然な事由により個人情報を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、保険期間中に日本 国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって 被る損害について保険金をお支払いします。	法律上の損害賠償金 本人の精神的苦痛に対する慰謝料（漏えいした情報の内容により異なります。）、情報の漏えいにより生じた第三者の経済的な損失に対する損害賠償金 など	
	弁護士費用等の争訟費用 弁護士着手金、成功報酬（損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。）	
2. ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 被保険者が法律上の賠償責任を負担すべき個人情報の漏えいが生じたことまたはそのおそれがあることにより、ブランド価値のき損を縮減する（ブランドプロテクト）ための措置を実施する場合は、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うことを要件として、それらの措置に要する費用について保険金をお支払いします。	ブランドプロテクト費用	謝罪会見・広告・文書費用 謝罪会見の実施、謝罪広告の作成、謝罪文書の作成、本人または家族への送付等に要した費用
		クレーム対応費用 損害賠償請求、漏えいした個人情報に関する開示請求、利用停止請求等を受理するために要する費用
		見舞品購入費用 個人情報を漏えいされた本人に対する見舞品の購入費用。ただし、社会通念上、妥当な費用にかぎりませす。
		コンサルティング費用 個人情報の漏えいの発生により各種の措置を行うために、有益な第三者のコンサルティング、類似の指導を受けるために要した費用

- ※ 「損害賠償保険金」「争訟費用保険金」「ブランドプロテクト費用保険金」はすべてを合算して「第三者への損害賠償に関する補償」の保険金額を限度とします。
- ※ 企業情報が漏えいした場合の第三者への損害賠償に関する補償は1,000万円が上限となります。（免責金額5万円）
- ※ 精神的苦痛に対する損害賠償金については、1件の個人情報につき補償限度額の5%を限度として保険金をお支払いします。
- ※ ブランドプロテクト事故については、ブランドプロテクト費用保険金から自己負担額10万円を差し引いた額の90%をお支払いします。企業情報の漏えいについてはお支払い 対象外です。

直近に見る医療機関における個人情報の漏えい例

発生日	漏えいの概要	漏えい件数
2014年9月	患者の個人情報13,286件が保存されたUSBメモリが所在不明になった。メモリには13,157人の氏名、住所、電話番号、検査項目、病名のほか、臨床試験に協力した患者129人の氏名や検査結果も保存されていたと見られる。	13,286件
2014年3月	病院を受診した胃がんや食道がんの患者計870人の氏名や病状など個人情報が入ったノートパソコンを紛失した。	870件
2014年3月	匿名化や暗号化がされていない患者さんの個人情報が含まれるファイルを、電子メールで送信したところ、誤って第三者に送付した。ファイルには、115名の個人情報（ID、氏名、年齢、性別、喫煙歴、治療状況等）が入っていた。	115件

< 1 > 保険金をお支払いする主な場合

偶然な事由により個人情報漏えいしたこと起因して、被保険者（開設者）が法律上の賠償責任を負担することで被る損害や個人情報漏えいが生じた際に、ブランド価値のき損を縮減（ブランドプロテクト）するための措置を実施する場合の会見、広告、文書の送付等に掛かる費用を補償します。

（保険金額の適用について）

一連の損害賠償請求について、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うべき被保険者を同一とする他の個人情報取扱事業者賠償責任保険契約がある場合は被保険者ごとに他の保険契約と合算して10億円を限度とします。

（被保険者の同一性は、所在地・名称にかかわらず法人格をもって判断します。）

（個人情報の共同利用について）

被保険者が保険証券記載の施設以外に他の施設を開設し他の施設との間で個人情報を共同利用している場合、個人情報の漏えいがいずれの施設の業務遂行によるものかが不明であるときは、被保険者が開設し個人情報を共同利用しているすべての施設が損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うべき個人情報取扱事業者賠償責任保険に加入している場合にかぎり、一連の損害賠償請求に起因する損害について、それぞれの施設の保険金額の最も高い保険金額を限度に補償します。

< 2 > 保険金をお支払いできない主な場合

< 業務過誤賠償責任保険普通保険約款の免責事由 >

- ①被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ②被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。）に起因する損害賠償請求（注）
- ③法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求
- ④次に掲げるものに対する損害賠償請求
 - ア. 身体の障害（身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。）または精神的苦痛
 - イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）
- ⑤加入者証記載の遡及日（以下「遡及日」といいます。）より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑥この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑦この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑧直接であると間接であるとを問わず、汚染物質に起因する損害賠償請求
- ⑨直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ⑩直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- ⑪通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- ⑫被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- ⑬直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求 など
（注）使用人等の犯罪行為による漏えいは補償対象となります。

< 個人情報取扱事業者特約条項の免責事由 >

- ①被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い
- ②偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
- ③サーバーに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないこと
- ④被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した当該違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれ
- ⑥被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
- ⑦被保険者が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑧被保険者が第三者から個人データを提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑨被保険者が次のアまたはイに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。
 - ア. 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
 - イ. 被保険者が本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者への提供を停止しない、もしくは保有個人データの開示、訂正、追加、消去、利用の停止もしくは削除を行わない、またはそれらの措置が遅れたことにより加重された賠償責任 など

【診療所契約】

型	保険金の種類と期間中てん補限度額(※1)		自己負担額		年間保険料 (団体割引20%適用)
	第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金(※2) ○争訟費用保険金(※3)	ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト(BP)費用保険金(※4)	賠償	B P費用	
P1型	1,000万円	1事故 100万円	なし	1事故10万円	14,400円
P2型	3,000万円	1事故 300万円			24,000円
P3型	5,000万円	1事故 500万円			32,000円
P4型	1億円	1事故 1,000万円			43,200円
P5型	2億円	1事故 2,000万円			60,800円

【病院契約】 病床区分（一般病床と一般病床以外）で保険料が異なります。

* 一般病床以外とは精神病床、結核その他病床、療養病床をいいます。

以下は、ご提出いただいた「告知書」により「セキュリティ割引」を15%適用できた場合の**病院の保険料例**です。実際の保険料は専用の「告知事項申告書」と「病床数」の内容に基づき決定されます。
(介護老人保健施設の場合の保険料例が必要な場合はお問い合わせください。)

【一般病床保険料例】(セキュリティ割引15%適用の場合の保険料例)

型	保険金の種類と期間中てん補限度額(※1)		自己負担額		年間保険料 (団体割引20%適用)			
	第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金(※2) ○争訟費用保険金(※3)	ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト(BP)費用保険金(※4)	賠償	B P費用	50床	100床	150床	200床
P1型	1,000万円	1事故 100万円	なし	1事故10万円	40,000円	47,190円	60,790円	74,260円
P2型	3,000万円	1事故 300万円			80,620円	113,260円	145,900円	178,210円
P3型	5,000万円	1事故 500万円			118,910円	167,050円	215,190円	262,840円
P4型	1億円	1事故 1,000万円			185,740円	260,940円	336,140円	410,590円
P5型	2億円	1事故 2,000万円			280,150円	393,570円	506,990円	619,270円

【療養病床保険料例】(セキュリティ割引15%適用の場合の保険料例)

型	保険金の種類と期間中てん補限度額(※1)		自己負担額		年間保険料 (団体割引20%適用)			
	第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金(※2) ○争訟費用保険金(※3)	ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト(BP)費用保険金(※4)	賠償	B P費用	50床	100床	150床	200床
P1型	1,000万円	1事故 100万円	なし	1事故10万円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
P2型	3,000万円	1事故 300万円			64,000円	64,000円	71,700円	87,580円
P3型	5,000万円	1事故 500万円			100,000円	100,000円	105,760円	129,180円
P4型	1億円	1事故 1,000万円			140,000円	140,000円	164,760円	201,260円
P5型	2億円	1事故 2,000万円			180,000円	193,000円	248,620円	303,690円

(※1) 「損害賠償保険金」「争訟費用保険金」「ブランドプロテクト費用保険金」はすべてを合算して「第三者への損害賠償に関する補償」の保険金額を限度とします。
 (※2) 企業情報が漏えいした場合の第三者への損害賠償に関する補償は1,000万円となります。(免責金額5万円)
 (※3) 精神的苦痛に対する損害賠償金については、1件の個人情報につきてん補限度額の5%を限度として保険金をお支払いします。
 (※4) ブランドプロテクト事故については、ブランドプロテクト費用保険金から自己負担額10万円を差し引いた額の90%をお支払いします。企業情報の漏えいについてはお支払い対象外です。